

守秘義務誓約書

令和 年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

宇都宮病院

院長 沼尾 利郎 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「病院情報システム一式及び保守業務委託」（以下「本契約」という。）のために開示された情報につき、以下のとおり秘密保持に関する事項について以下のとおり誓約いたします。

（秘密情報の定義）

第1条 本誓約書でいう秘密情報（以下「本秘密情報」という。）とは、文書、口頭又はその他の方法により、独立行政法人国立病院機構宇都宮病院（以下「情報開示者」という。）から他方の当事者（以下「情報受領者」という。）に開示された情報であって、情報開示者が秘密として指定したものをいう。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）情報開示者から開示された時点で、既に公知となっていた情報
- （2）情報開示者から開示された後に、情報受領者の責めによらない事由により公知となった情報
- （3）情報開示者から開示された時点で、情報受領者が既に適法に取得していた情報
- （4）情報開示者から開示された後に、情報受領者が第三者から適法に取得した情報

（本秘密情報の秘密保持）

第2条 情報受領者は、本秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、情報開示者の書面による事前の同意なくして、第三者に対し、本秘密情報を開示、漏洩してはならず、本契約以外の目的で本秘密情報を使用してはならない。

2. 前項にかかわらず、以下の各号の場合は、情報受領者は、当該秘密情報を第三者に開示、提供できるものとする。

(1) 情報受領者が、本誓約書と同等の義務を書面で課して、本契約にかかわる作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合

(2) 法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、開示、提供する場合

(役員及び従業員の義務)

第3条 情報受領者はそれぞれの役員及び従業員に対して、本誓約書に基づく守秘義務を遵守させるものとする。

(本秘密情報の返還)

第4条 情報受領者は、情報開示者から請求があった場合には、本秘密情報のうち返還可能な文書その他の情報メディア（その写しを含む。）について、情報開示者の指示に従い速やかに返還しなければならない。

(有効期間)

第5条 本誓約書は誓約書提出時より発効するものとし、提出日より10年間効力を有するものとする。